

第一號議案 船内労働時間制定に関する件

主 文

吾等は経済上並人道上船内一日八時間労働制の確立を期す

理 由

賃銀労働者の労働生活はその有核的關係に立つ各種労働条件によつて拘束され決定されぬ。今日海上には最低賃銀制の確立を見てゐるが本制度は是に對應すべき労働量の決定を欠くしては本質的に採取の強化を意味するに止まると共に兼組食問題の解決を曖昧に付せんとする逆効果を齎す。尚に陸上労働に比しその過激の度に於て危険の度に於いて同一の論に非ざる海上労働に對して未だ本問題の解決を助長すべき何等の方法手段の講せられぬといふことは吾等の最も遺憾とする處であつて吾等は労働生活の基本的要求として是が實現を期すものである。

實 行 方 法

海幸協同會の協議事項とし

各船内の實情に照應して實際問題として是を獲得する事

第二號議案 年二回定期昇給制度の確立に関する件

主 文

吾等は労働賃銀を海員生活線の上昇に適應せしむるため年二回定期昇給制度の確立並実施を要求す

理 由

海運の健全なる發達を期するためには海運の原動力たる海員の生活を保証すべし。定額賃銀を支給し以て船内に於けるその全能力を發揮せしむるべし。吾等は既に海上最優賃銀制を獲得し一見海員生活の最小限度を保証されたるが觀を呈してゐるが然る最低賃銀の最高賃銀化的現象は社會進化的趨勢即ち家族の増員並物價騰貴等の不可避的事實に對し重大なる矛盾を存せしむるべし。是れ吾等が本案を提出し海員生活線の上昇に對して労働賃銀を適應せしむんとする所以である。

實 行 方 法

關係各船主に提出してその實現を迫ること